

## 第5章 信書便事業者に適用される税制上の特例措置

信書便事業者に対しては以下に掲げる税制上の特例措置が適用されます。

### 1 地方税の特例措置（事業所税）

#### (1) 制度の概要

事業所床面積及び従業員給与総額に対する事業所税について、一般信書便事業の用に供する施設に対しては非課税措置を、特定信書便事業の用に供する施設に対しては課税標準の特例措置（2分の1控除）を講じます。

#### (2) 対象施設

一般信書便事業又は特定信書便事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設

#### (3) 適用期間

期間の定めはありません。

### 2 国税の特例措置（法人税、所得税）

#### (1) 制度の概要

中小企業者等が、一定の機械等を取得した場合には、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却との選択適用（一定の要件を満たすリース契約により賃借するリース資産についても税額控除を適用）が認められます。

資本金1億円以下の法人又は従業員1,000人以下の個人等

#### (2) 対象設備

機械装置（1設備の取得価額160万円以上、リース料総額210万円以上）

事務処理の能率化等に資する器具・備品（電子計算機、デジタル

複写機、ファクシミリ等 9 設備：1 設備又は同一種類の複数設備の  
合計が 120 万円以上、リース料総額 160 万円以上)

貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上のもの）

内航船舶

(3) 適用期間

平成 1 8 年 3 月 3 1 日までです。